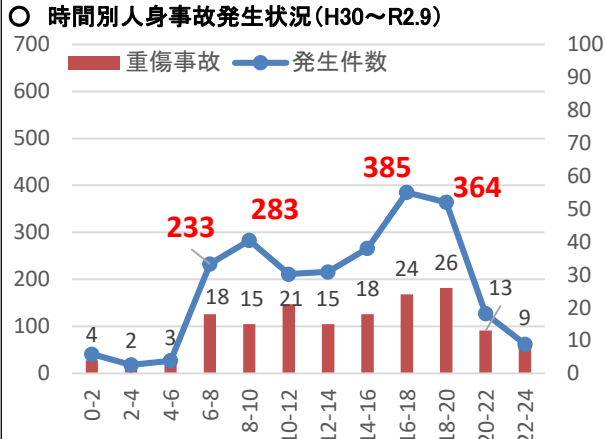
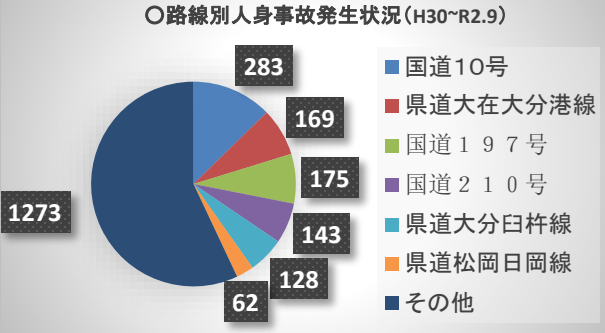


# 大分中央警察署速度取締り指針（令和3年1月～12月）

重点路線	重点時間帯	区間	規制速度	事故発生状況 H30～R2.9月		
				件数	死者	重傷
① 国道10号	6～10時、16～20時	両郡橋～かんたん	60	283		13
	同上	錦町二丁目～府内大橋北	40・50			
② 県道大在大分港線	同上	生石～日岡	50・60	169	1	12
③ 国道197号	同上	津留～寺崎町	50	175	2	11
④ 国道210号	同上	大道入口～府内大橋北	50	143	1	8
⑤ 県道大分臼杵線	同上	大分IC～下郡工業団地入口	50・60	128		9
⑥ 県道松岡日岡線	同上	小池原～明野東	40・50	62	1	5

- 上記路線・時間帯を中心に速度違反取締りを推進します。
- 通学児童等の保護のため、ゾーン30や生活道路での取締りを行います。
- 早朝、夜間の時間帯に車載式レーダーを使用した速度取締りを行います。
- ※ 重点路線等において「可搬式オービス」による取締りも実施しています。



## 取締りの必要性

- 1 上表6路線で、管内の約半数（42%）の人身事故（死亡事故は33%）が発生
- 2 時間帯は、6～10時と16～20時に多発
- 3 国道10・197号、県道大在大分港線及び県道大分臼杵線は、**重傷事故が多発**
- 4 国道197・210号は、**高齢歩行者事故多発地域**を通過する路線
- 5 **ゾーン30や生活道路**は学生が通学に利用することから、**通学時間帯の事故防止のため、取締りの必要性が高い**



〰 取締り重点区間 
 ★ 死亡事故現場 
 ● 高齢歩行者事故多発地域